

○白馬村広報等有料広告掲載要綱

平成19年12月27日

告示第35号

白馬村広報等有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村の広報紙等に掲載することができる有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告は、本村の自主財源を確保するとともに、村民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(掲載物)

第3条 広告を掲載できるもの（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 広報はくば
- (2) 白馬村行政公式ホームページ
- (3) 封筒等の印刷物
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できる資産で、村長が別に定めるもの

(広告の範囲)

第4条 広告は、本村の広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものとし、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動に関するもの
- (4) 宗教活動に関するもの
- (5) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 前各号に定めるもののほか、広告として掲載することが適当でないと村長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広報等に掲載できる広告に関する基準は、村長が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び枠数、広告掲載料、広告掲載の位置、広告掲載の期間等は、広告媒体ごとに村長が別に定める。

2 前項の規定による広告掲載料の決定に当たっては、広告の作成及び募集に係る経費並びに類似広告の市場価格等を勘案して決定するものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集方法は、広報はくば及び白馬村行政公式ホームページで行うものとする。

(広告掲載の申込者の資格)

第7条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、村税の滞納がない者でなければならない。ただし、申込者が村内以外の者が行う場合にあっては、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、白馬村広報等有料広告掲載申込書（様式第1号）を、掲出しようとする広告の原稿、図面等を添えて、村長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第9条 村長は、前条の申込書の提出があったときは、申込期間終了後、速やかに第14条に定める審査会に諮り、掲載の可否を決定し、白馬村広報等有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

2 広告掲載の申込みの数が、募集した広告枠数を超えた場合は、同一の広告媒体において引き続き掲載を希望する者以外の者を優先し、なお同順位となる場合は、申込みに係る広告掲載料の額が最も高い者を優先して決定する。

3 前項の規定による順位が同一である者が募集枠数を超える場合は、抽選により決定する。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、村長が指定する期日までに、村の発行する納付書等により広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の不還付)

第11条 既に納入した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条の決定による広告掲載の決定を取消することができる。

(1) 広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) その他村長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 村長は、広告主又は広告の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告の掲載を取消することができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が広告を掲載することが適切でないと判断したとき。

3 前2項の規定により広告の掲載を取消した場合は、白馬村広報等有料広告掲載取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告掲載審査会の設置)

第14条 広告掲載に関し、次の各号について審議を行うため、白馬村広報等有料広告掲載審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 広告原稿案の審査に関すること。

(2) その他広告の掲載に関すること。

(審査会の組織)

第15条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は副村長を、副会長は総務課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、管理職職員を充てる。

(審査会の会議等)

第16条 会長は、審査会を統括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 3 審査会の会議は、会長が招集し、議事は出席者の全会一致で決定する。
- 4 審査会は、必要がある場合には申込者に表示内容について意見を求めることができる。

(会議の庶務)

第17条 審査会の会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成26年6月5日告示第13号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第18号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。